

浜松市精神障害者支援地域連絡会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が実施する精神障害者支援地域連絡会(以下「連絡会」という。)の設置に関し必要な事項を定める。

(設置目的)

第2条 連絡会は「措置入院の運用に関するガイドライン」について(平成30年3月27日障発0327第15号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「ガイドライン」という。)に基づき、措置入院の適切な運用及び措置入院者の適切な医療その他の援助を行うために必要な体制の促進等を図るため、専門的知見を有する者から個別に意見を聴取することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 連絡会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) ガイドラインを踏まえた警察官通報等から措置入院までの対応方針
- (2) 困難事例への対応のあり方など運用に関する課題
- (3) 移送の運用方法
- (4) 措置入院者の退院後の支援に関すること
- (5) 前4号に掲げる事項のほか、措置入院の適切な運用及び措置入院者の適切な医療その他の援助を行うために必要な体制の促進等を図るために必要な事項

(構成)

第4条 連絡会は次に掲げる者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

- (1) 管内の指定病院(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の8)の病院長又は部長及び国立大学法人浜松医科大学精神医学講座の代表者
- (2) 静岡県精神神経科診療所協会所属医療機関の代表者
- (3) 浜松市警察部担当課長
- (4) 管内警察署の担当課長
- (5) 家族会の代表者
- (6) 障がい者相談支援機関の代表者
- (7) 地域包括支援センターの代表者
- (8) 精神保健福祉センター所長
- (9) 前8号に掲げる者のほか市長が必要があると認める者

(謝礼)

第4条の2 市は連絡会に出席した者(前3号、第4号、第6号、第7号及び第8号に掲げる者その他これらに類する者を除く。)に対し、1回あたり5,000円の謝礼を支払う。

(会議の開催及び庶務)

第5条 連絡会は、必要に応じて開催し、庶務は浜松市障害保健福祉課が行う。

2 連絡会には、必要に応じて実務者による会議を置くことができる。

(守秘義務)

第6条 連絡会の構成員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月5日から施行する。